

## 従業員に対して事業者から 休業手当・見舞金が支給された 場合の源泉徴収について

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 山本 教貴

(ホームページ http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/)



新型コロナウイルスの感染拡大に関連し、 従業員に対する以下の支払いについて、 給与所得として源泉徴収をする必要があり

ますか。

- (1)営業自粛等に伴い休業させた従業員に対して、事業 者が休業手当を支給した場合。
- (2)従業員に対して事業者が見舞金を支給した場合。



(1)新型コロナウイルス感染症に関連して休 業したことについて支払った手当は、労働 基準法26条の「休業手当」であることが一

般的だと考えられます。ここでの「休業手当」は、使用 者の責めに帰すべき事由による休業の場合にその休業期 間中に平均賃金の60%以上を支払うものをいいます。こ の「休業手当」は給与所得に該当し、源泉徴収が必要と

これとよく間違われるものとして、労働基準法76条 に基づき支払われる「休業補償」があります。これは、 業務上の負傷等の影響により療養が必要な場合に支払 われるもので、「損害の補償 | と考えられるため、非課税 所得に該当し、源泉徴収は不要です。

なお、自粛要請等に応じて従業員を休業させることが 「使用者の責めに帰すべき事由」に該当するかについて は、疑義も生じていますが、現状では最終的には各事業 者が個別の事情等を勘案し判断する必要があります。

(2)新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等が事業 者から支給を受ける見舞金が、次の3つの条件を満たす 場合には、所得税法上、非課税所得に該当します。

- (1)その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき 支払を受けるものであること【条件①】
- ②その見舞金の支給額が社会通念上相当であること 【条件②】
- ③その見舞金が役務の対価たる性質を有していない こと 【条件③】
- ※緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支 給の決定がされたものについては、そもそも「見舞金」 とはいえない可能性があります。

【条件①について】心身に加えられた損害につき支払を受 けるものの具体例は、次のとおりです。

- ・従業員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感 染したため支払を受けるもの
- ・緊急事態宣言の下において、事業の継続を求められる 事業者の従業員等で次のいずれにも該当する者が支払 を受けるもの
- (1)多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロ ナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に従事して いる者
- (2)緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に 負担がかかっていると認められる者

【条件②について】見舞金の支給額が社会通念上相当で あるかどうかは、次の点を踏まえ判断します。

- ・その見舞金の支給額が、従業員等ごとに新型コロナウ イルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に 応じた金額となっており、そのことが事業者の慶弔規 程等において明らかにされているかどうか。
- ・その見舞金の支給額が、慶弔規程等や過去の取扱い に照らして相当と認められるものであるかどうか。

【条件③について】次のような見舞金は役務の対価たる性 質を有してしまい、条件を満たさないことになります。

- ・本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相 当する額を支給するもの
- ・感染の可能性の程度等にかかわらず従業員等に一律に 支給するもの
- ・感染の可能性の程度等が同じと認められる従業員等の うち特定の者にのみ支給するもの
- ・支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定される もの

条件①から③までをすべて満たす場合には、非課税所 得に該当し、給与等として源泉徴収する必要はありませ ん。一方、条件を一つでも満たさない場合には、給与所 得に該当し、源泉徴収が必要となります。

上記は令和2年6月10日現在の情報となります。いず れの場合も、個別・具体的に検討することが必要となり ますし、新型コロナウイルス関連の情報は日々更新され ておりますので、疑問等がありましたらお早めに税理士 にご相談ください。